

焼却灰の放射性物質の測定結果について

八戸清掃工場第一工場及び第二工場から排出される焼却灰の放射性物質の濃度測定を実施いたしました。

測定結果は下記のとおり、通常どおり埋立処分が可能な8,000ベクレル/kg^{注)}を大きく下回っておりました。

○測定結果

施設名	試料	採取日	測定結果 (ベクレル/kg)		
			ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
八戸清掃工場 第一工場	飛灰	10月27日	不検出 (11)	22 (16)	24 (13)
	セメント固化物		不検出 (9.3)	不検出(15)	19 (10)
八戸清掃工場 第二工場	飛灰	10月11日	不検出(14)	69 (16)	71 (15)
	キレート処理物		不検出(18)	43 (18)	56 (16)
	主灰		不検出(10)	不検出(10)	不検出(8.9)

() 内は検出下限値

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

飛灰：集塵装置で集められたばいじん

セメント固化物：飛灰をセメントで処理したもの

キレート処理物：飛灰を重金属固定剤で処理したもの

主灰：焼却炉の底などから回収される焼却残灰

第一工場：流動床炉

第二工場：ストーカ炉

注) 「広域処理推進ガイドライン」において、8,000ベクレル/kg以下である焼却残渣は、一般廃棄物処分場における埋立処分が可能であり、埋立作業者の安全性が確保されるとしている。

※8,000ベクレル/kg

埋立処分する場合、周辺住民及び埋立作業者のいずれにおいても安全とされる放射性セシウム濃度の合計値。作業者の被ばく線量は、原子力安全委員会が示す目安値1mSv/年以下に、また、埋立終了後、跡地の利用制限を設ければ周辺住民の被ばく線量は10μSv/年（人の健康のリスクが無視できる水準）以下となるもの。